

# 青森県報

第二千三百八十六号

平成十六年  
十月一日  
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

## 目次

### 告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一

### 公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧…………… (河川砂防課) …… 一  
建設業者の許可の取消し…………… (青森県土整備事務所) …… 二

右 同…………… (弘前県土整備事務所) …… 三

右 同…………… (八戸県土整備事務所) …… 三

### 人事委員会

平成十六年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考

試験公告…………… (職員課) …… 三

## 告 示

青森県告示第五百九十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十月一日

## 公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域(以下「保全地域」という。)を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則(平成十四年三月青森県規則第四十三号)第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 大畑川流域ふるさとの森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

### 1 森林

- 下北郡大畑町大字大畑字本町八〇の二〇、字朝比奈岳国有林一〇三七林班の内、一〇三九林班の内、一〇四 林班の内、一〇四一林班の内、一 四二林班の内、一 四三林班、一〇四四林班、一〇四五林班の内、一〇四六林班、一〇四七林班、一 四八林班の内、一〇四九林班の内及び一〇五四林班の内並びに字赤滝山国有林一 五八林班の内、一〇六六林班の内、一〇七四林班の内、一〇七五林班の内、一 七六林班、一〇七七林班の内、一〇七八林班の内、一〇八二林班の内、一〇八七林班の内、一〇八八林班の内、一〇八九林班の内及び一〇九五林班の内並び

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
こおり耳鼻咽喉科医院	三沢市幸町一丁目三の二五	平成 五 九 二〇

- に字鍋滝山国有林一〇九七林班の内、一〇九八林班の内、一一五林班の内、一一〇九林班の内、一一四林班の内、一一六林班の内、一一七林班の内、一一八林班の内、一一二林班の内及び一一二二林班の内並びに字二階滝国有林一一三三林班の内、一一三五林班の内、一一三七林班の内、一一四四林班の内、一一四六林班の内、一一四七林班の内、一一四九林班の内、一一五林班の内、一一五一一林班の内及び一一五二林班の内並びに字葉色山国有林一一五三林班の内、一一五九林班の内、一一六二林班、一一六四林班、一一六五林班の内、一一六六林班の内、一一六七林班の内、一一七一林班の内及び一一七二林班の内

2 河川

- (一) 下北郡大畑町大字大畑字赤滝山国有林一五八林班、一六六林班、一七四林班及び字葉色山国有林一一六二林班の境界にある大畑川と湯ノ股川の合流点から、下北郡大畑町大字大畑字鍋滝山国有林一九九林班、一一二林班、一一三林班及び一一五林班の境界にある重兵衛沢と階子沢の合流点までの大畑川に面する沢敷区域

- (二) 大畑川のうち、湯の股川との合流点から下北郡大畑町大字大畑地内の上大畑橋上流端までの区間

- (三) 下北郡大畑町大字大畑字湯坂下地内及び字楯ノ木地内の河跡湖海岸

3 海岸

- (一) 下北郡大畑町大字大畑字鍵掛六七の一七地先の鷲巣沢の中心点と同字六〇の一七地先の鷲巣沢の中心点とを結んだ線の延長線を基点にして平行に南東へ二百メートル進んだ線と、下北郡大畑町大字大畑字木野部六〇の三、字鍵掛二の三、四の一との境界線及び字佐藤平国有林一一九六林班わ小班との境界線と海岸線により囲まれた区域

- (2) 下北郡大畑町大字大畑字佐藤平国有林一一九六林班わ小班の国有林境界標一号、二号、右十五号、右十六号、右十七号、右十八号、右十九号、右二十号、右二十一号、右二十二号、右二十三号、右二十四号、右二十五号、右二十六号、右二十七号、右二十八号、右二十九号、右三十号、右三十一号、右三十二号、右三十三号、右三十四号、右三十五号、右三十六号、右三十七号、右三十八号、右三十九号、右四十号、右四十一号、右四十二号、右四十三号、右四十四号、右四十五号、右四十六号、右四十七号、右四十八号、右四十九号、右五十号、右五十一号、右五十二号、右五十三号、右五十四号、右五十五号、右五十六号、右五十七号、右五十八号、右五十九号、右六十号、右六十一号、右六十二号、右六十三号、右六十四号、右六十五号、右六十六号、右六十七号、右六十八号、右六十九号、右七十号、右七十一号、右七十二号、右七十三号、右七十四号、右七十五号、右七十六号、右七十七号、右七十八号、右七十九号、右八十号、右八十一号、右八十二号、右八十三号、右八十四号、右八十五号、右八十六号、右八十七号、右八十八号、右八十九号、右九十号、右九十一号、右九十二号、右九十三号、右九十四号、右九十五号、右九十六号、右九十七号、右九十八号、右九十九号、右百号

- 三号、三十四号、三十五号、三十六号、三十七号、三十八号、三十九号、四十号、四十一号、四十二号、四十三号、四十四号、四十五号、四十六号、四十七号及び国有林境界標一号の点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

(二) ちぢり浜海岸

- 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域
- ア 下北郡大畑町大字大畑字赤川一一二と同字一四との境界を基点として北東方向へ二百六十五メートル進んだ延長線の地点
- イ 下北郡大畑町大字大畑字佐助川四九一地先水路と同字二の一との境界を基点として北東方向へ百十メートル進んだ延長線の地点

ウイの基点

- エ 下北郡大畑町大字大畑字赤川一一三の一と同字一三の二との境界を基点として北東方向へ三十メートル進んだ延長線の地点
- オ アの基点から北東の方向へ百四十メートル進んだ延長線の地点

三 縦覧期間

平成十六年十月四日から同年十一月三日まで

四 縦覧場所

青森県土整備部河川砂防課及び大畑町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ヤマニ佐藤農建
- 二 代表者の氏名 佐藤 守
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡五二の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一〇〇二八号
- 五 取消年月日 平成十六年九月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一

般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年八月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社青和鉄筋

二 代表者の氏名 相馬 君江

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字自由ヶ丘四丁目三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第七八〇六号

五 取消年月日 平成十六年九月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小島建築

二 代表者の氏名 小島 晴俊

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字上大谷地六一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一七〇一五号

五 取消年月日 平成十六年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月七日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

平成16年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成16年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成16年10月1日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
一般事務	2人程度	知事部局等の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。

2 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす者

昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者

身体障害者手帳の交付を受けている者

自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者

活字印刷文による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

・ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	場所		合格発表
		試験会場	発表日	
第1次試験	11月7日(日) (午前9時30分)	青森県総合社会 教育センター	11月12日 (予定)	受験者全員に可否を 書面で通知するほか、 青森県庁及び県内各県 税事務所等の掲示板に 掲示する。
第2次試験	11月下旬 (予定)	青森県庁舎北棟	12月上旬 (予定)	また、ホームページ 上にも合格者の受験番 号を掲示する。(http: //www.pref.aomori.jp/ jinji-i/saiyou.html)

4 試験の方法及び内容

試験	方法	内容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (40題、2時間)
	作文試験	文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。
	面接試験	主として人物について、個別面接により試験を行う。
第2次試験	面接試験	職務の遂行に必要な適性について、性格検査法による検査を行う。
	適性検査	職務の遂行に必要な適性について、性格検査法による検査を行う。
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

5 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙 の入手方法	直接請求する場合		青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県内各県税事務所、各地方健康福祉こどもセンター、西地方農林水産事務所、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで配布する。
	郵送で請求する場合	ダウンロードする場合	
	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封のうえ、当人事委員会事務局に請求すること。	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。	
		受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って当人事委員会事務局に提出すること。	



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
森 号  
県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭